平成２８年（フ）第４４９号
相模原市南区相模大野３丁目15番15号　みほビル401
債務者　本尾　久実
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６１８号
名古屋市北区清水３丁目６番21号
債務者　一富士旅館ことプチ旅館いちふじこと旅館一富士こと　石田　富康
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５０号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘４棟208号
債務者　鬼頭　晋一
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３６号
大分市大字寒田1342番地（第50久永コーポ312）
債務者　河野　智子（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８９３号
北海道石狩郡当別町幸町118番地43
債務者　安保　花純（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２００５号
札幌市東区北21条東13丁目３番16―302号
債務者　松永　咲子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０３６号
札幌市西区琴似１条５丁目２番23―503号
債務者　中野　裕司
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
青森県十和田市大字洞内字井戸頭144番地23井戸頭団地３―31号
債務者　金枝　秀子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第５７号
青森県十和田市大字沢田字中道22番地
債務者　工藤　勝彦
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１１３号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田929番地の３
債務者　菅原小百合
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１４９２号
さいたま市浦和区東高砂町21番14号　ファミールケントム105号
債務者　室井　正治
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０１号
埼玉県八潮市中央２丁目１番地18　ポポラーレ八潮202
債務者　小野寺祐子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６３２号
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地１－７－405、旧住所埼玉県草加市新栄３丁目16番地１　メルベーユ105号
債務者　上野　静代
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６４８号
埼玉県越谷市大沢２丁目15番17号　ハイツレビアン105、住民票上の住所埼玉県越谷市東越谷１丁目10番地９　マルケーマンション208
債務者　戸張　亜紀
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６７号
埼玉県草加市弁天２丁目16番17―301号
債務者　高木修一郎
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５７７号
埼玉県坂戸市鶴舞４丁目１番10号
債務者　三上　　忍
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５８８号
埼玉県川越市南大塚５丁目11番地20
債務者　田中　竜一
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部